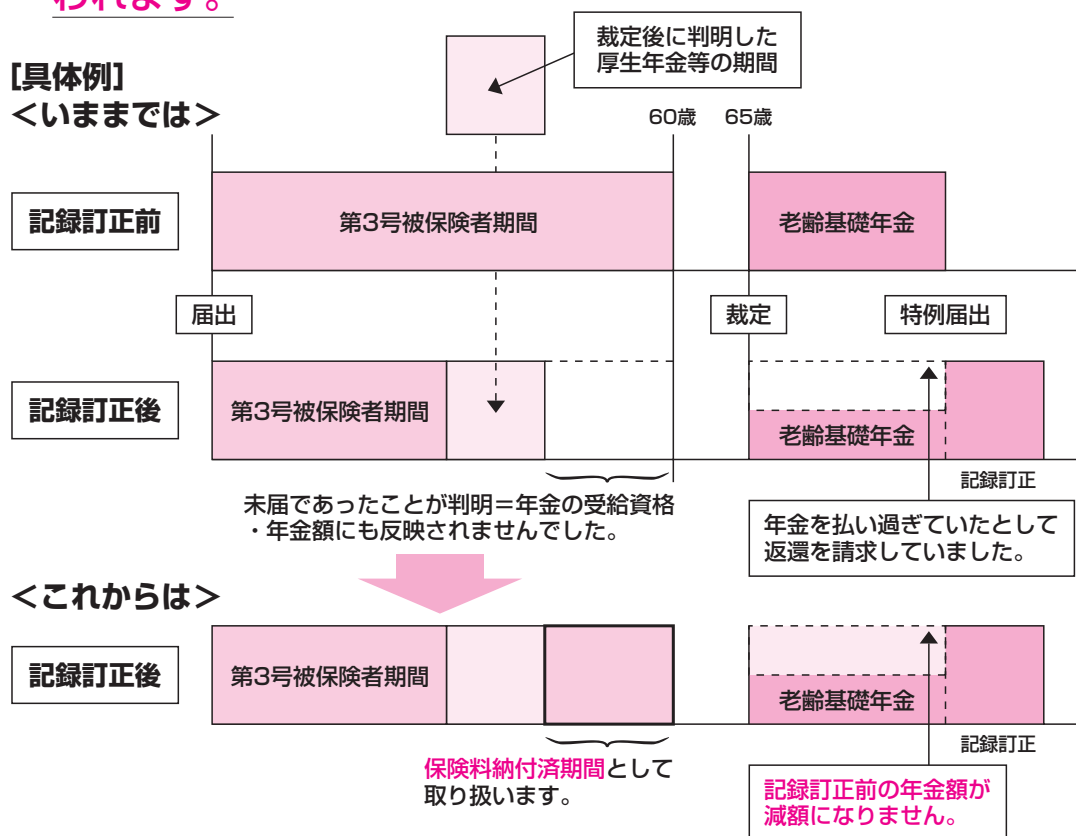


国民年金第3号被保険者期間取扱い 変更のお知らせ

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)期間と会社等にお勤めされた期間(厚生年金等の加入期間)が重なっている場合には、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が引き続き保険料納付済期間として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。

※既に年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。



※国民年金第3号被保険者は、会社員や公務員に扶養される配偶者のことです。これらの方は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届出を行うことが必要です。

必要な手続は

社会保険事務所に申出書等を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

問い合わせ：美濃加茂社会保険事務所 電話25-8181